⑷　当該部局において指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑹　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者または同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑺　その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、地球温暖化対策の観点から、入札説明書に記載したCO_2排出量に関する条件を満たすこと。
⑻　警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑼　競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
３　入札書の提出場所等
⑴　電子調達システムのＵＲＬ
https://www.geps.go.jp/
⑵　紙入札、郵送等による入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　〒650―8551 兵庫県神戸市中央区波止場町１－１　第五管区海上保安本部経理補給部入札審査係　高野　仁志　電話078―391―6555　内線2224
⑶　入札説明書の交付方法　入札説明書（仕様書等含む）の交付は当本部ホームページよりダウンロードすること。
http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/contents/news/archives/nyusatsu.html
　また郵送により交付を希望する者はＡ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量に見合う郵便料金に相当する郵便切手または国際返信切手券を添付して上記⑵の係に申し込むこと。
⑷　電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限　平成29年８月24日12時00分
⑸　電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限　平成29年９月13日17時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成29年９月14日10時00分　場所は第五管区海上保安本部入札室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この競争に参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記３⑵に示す場所に提出しなければならない。
　なお、開札日の前日までの間において契約担当官から提出書類に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに電子入札を利用する者においては電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Satoshi Takeda, Commander of 5th Regional Coast Guard Headquarters.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Tokushima Coast Guard Ship's base Five other places Electricity to use, contract, the estimated electricity for the year, As specified in the specification.
⑷　Delivery period : From 1 January, 2018 through 31 December, 2018.
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermor, Minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause :
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting :
③　have Grade A, B, C or D of level of interest in the "Selling" in Shikoku area in terms of the qualifications for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure and Transport (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017, 2018.
④　Have permission as a general electric power company based on the Electricity Enterprises Act Article 3 Act 1 or have registration as an authorized scale electric supplier based on the Same Act Article 16―2, Act 1.
⑤　The person who is not being suspended from Transactions by the requset of the officials in charge of contract.
⑥　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 00, 13, September, 2017.
⑻　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://www.geps.go.jp/
⑼　Contact point for the notice : Hitoshi Takano Bid Examination Section, Finance Division, Finance and Supply Department, 5th Regional Coast Guard Headquarters, 1―1　Hatoba-cho, Chuo-ku, Kobe-city, Hyogo 650―8551 Japan TEL 078―391―6555 ext. 2224

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年７月25日
支出負担行為担当官
福島地方環境事務所長　土居健太郎
◎調達機関番号　021　◎所在地番号　07
１　調達内容
⑴　品目分類番号　78
⑵　件名　平成29年度（平成28年度繰越）南相馬市仮置場復旧等工事（その１）
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　工期　契約締結日の翌日から平成30年３月30日まで
⑸　工事場所　福島県南相馬市地内
⑹　入札方法　本工事は、入札時に施工計画等の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（標準型）の工事である。
　入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。